

令和2年度第1回酒田市介護保険運営協議会次第

日 時：令和2年8月4日（火）

午後1時30分～3時30分

場 所：市役所中町庁舎6階 61号室

委嘱状交付

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協 議

(1) 令和元年度酒田市介護保険事業実施状況について（資料1）

(2) 令和元年度介護保険特別会計決算（見込）について（資料2）

(3) 第7期介護保険事業計画の進捗管理について（資料3）

4. 報 告

(1) 第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について（資料4）

(2) 本市の新型コロナウイルス感染症対策に関する報告について
（資料5-1～5-3）

5. その 他

6. 閉 会

酒田市介護保険事業 実施状況

令和2年8月

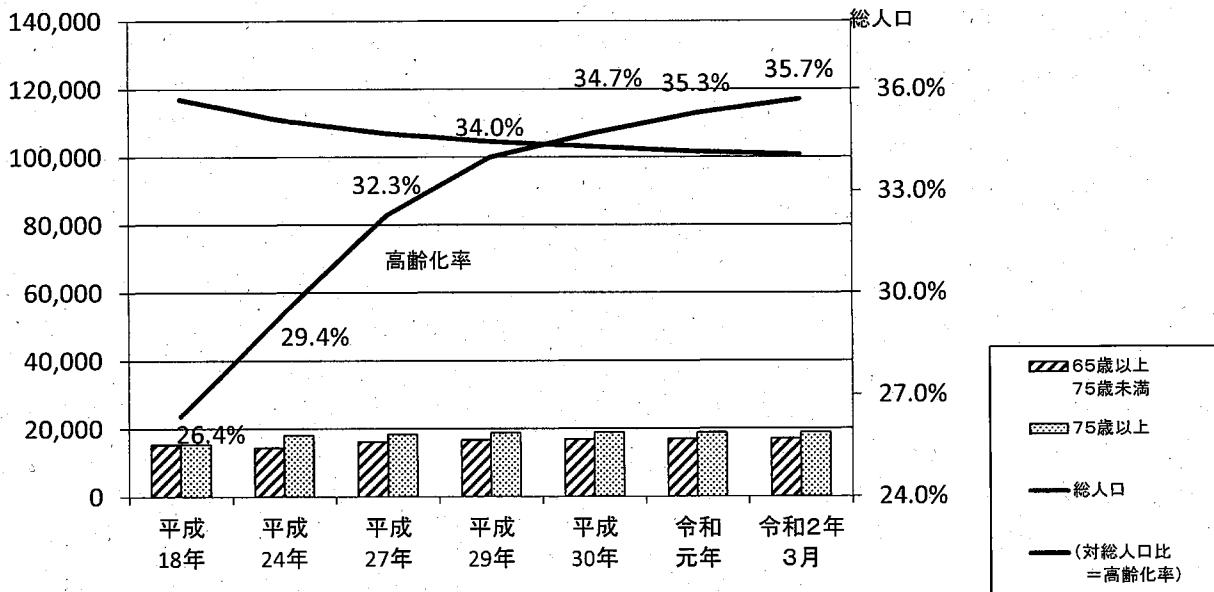
酒田市介護保険課

1. 高齢者数の推移

(単位:人)

	平成18年	平成24年	平成27年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年3月	第7期計画のR元年度推計	山形県	全国(千人)
総人口	116,998	110,771	106,939	104,577	103,056	101,627	100,745	102,566	1,068,863	125,988
高齢者人口	30,851	32,558	34,513	35,505	35,799	35,918	35,947	35,941	358,970	35,928
(対総人口比=高齢化率)	26.4%	29.4%	32.3%	34.0%	34.7%	35.3%	35.7%	35.0%	33.6%	28.5%
65歳以上75歳未満	15,366	14,407	16,084	16,711	16,894	17,016	17,067	16,908	167,865	17,393
(対総人口比)	13.1%	13.0%	15.0%	16.0%	16.4%	16.7%	16.9%	16.5%	15.7%	13.8%
75歳以上	15,485	18,151	18,429	18,794	18,905	18,902	18,880	19,033	191,105	18,535
(対総人口比)	13.2%	16.4%	17.2%	18.0%	18.3%	18.6%	18.7%	18.6%	17.9%	14.7%

※酒田市の人口は各月とも「住民基本台帳」(各月末)より。平成18年～令和元年は9月末日の人口
 全国の人口は総務省統計局による「人口推計月報」(令和2年1月1日現在確定値)より
 山形県の人口は、山形県統計企画課による「山形県の人口と世帯数(月報)」(令和2年4月1日現在)より
 山形県の高齢者人口は、県の「介護保険事業報告(月報)」(令和2年3月末現在)より



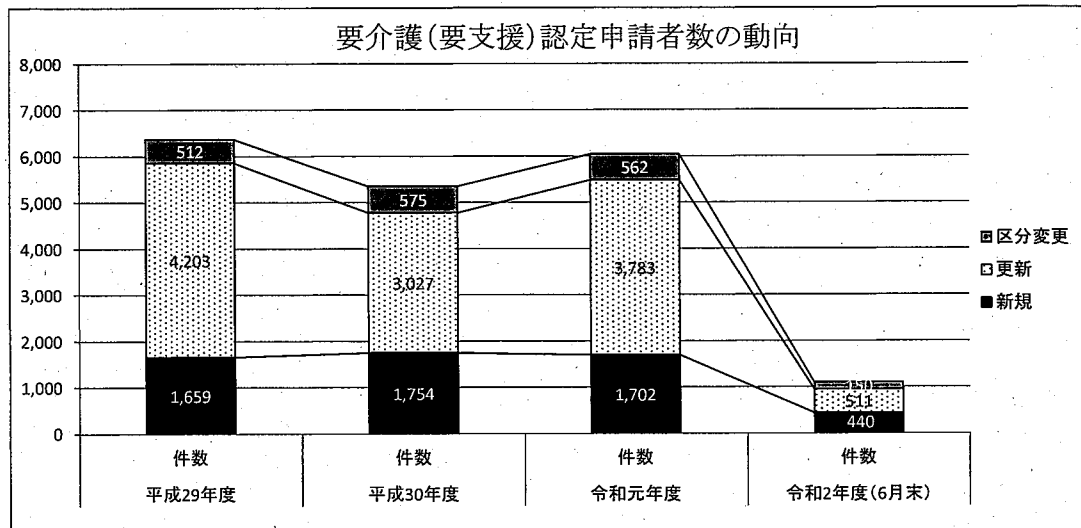
■酒田市では、合併以来ほぼ年間1,100人～1,200人の減少となっていたが、令和元年9月末から令和2年3月末にかけては半年間で約900人減少し、第7期計画で推計した数値よりも減少が進んでいる。
 ■令和元年12月末時点で高齢者人口が一旦減少(35,873人)したものの、令和2年3月末時点では再び増加した。

2. 要介護（要支援）認定申請・審査状況の推移

(1) 要介護（要支援）認定申請状況

(単位：件)

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度（6月末）		
	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数
新規	1,659	26.0%	138	1,754	32.7%	146	1,702	28.1%	142	440	40.0%	147
更新	4,203	65.9%	350	3,027	56.5%	252	3,783	62.6%	315	511	46.4%	170
区分変更	512	8.0%	43	575	10.7%	48	562	9.3%	47	150	13.6%	50
計	6,374	100.0%	531	5,356	100.0%	446	6,047	100.0%	504	1,101	100.0%	367



(2) 要介護認定者数の推移

(単位：人)

	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月	平成29年 9月	平成30年 9月	令和元年 9月	令和2年 6月	令和2年度 推計値
要支援1	801	750	671	679	559	520	505	521	398
要支援2	802	944	963	902	824	766	821	848	682
要介護1	1,340	1,339	1,432	1,446	1,426	1,335	1,356	1,355	1,528
要介護2	1,187	1,216	1,353	1,383	1,454	1,540	1,568	1,525	1,475
要介護3	893	965	1,023	1,070	1,050	1,118	1,166	1,110	1,113
要介護4	884	867	897	889	880	887	931	931	947
要介護5	840	847	727	778	763	778	797	753	835
合計	6,747	6,928	7,066	7,147	6,956	6,944	7,144	7,043	6,978
うち第1号被保険者数A	6,551	6,754	6,905	6,985	6,788	6,768	6,987	6,902	6,818
うち第2号被保険者数	196	174	161	162	168	176	157	141	166
高齢者人口 B	33,121	33,689	34,448	35,002	35,436	35,737	35,859	35,995	36,088
認定率 A/B	19.8%	20.0%	20.0%	20.0%	19.2%	18.9%	19.5%	19.2%	18.9%
チェックリスト該当者	-	-	-	-	167	274	314	301	400

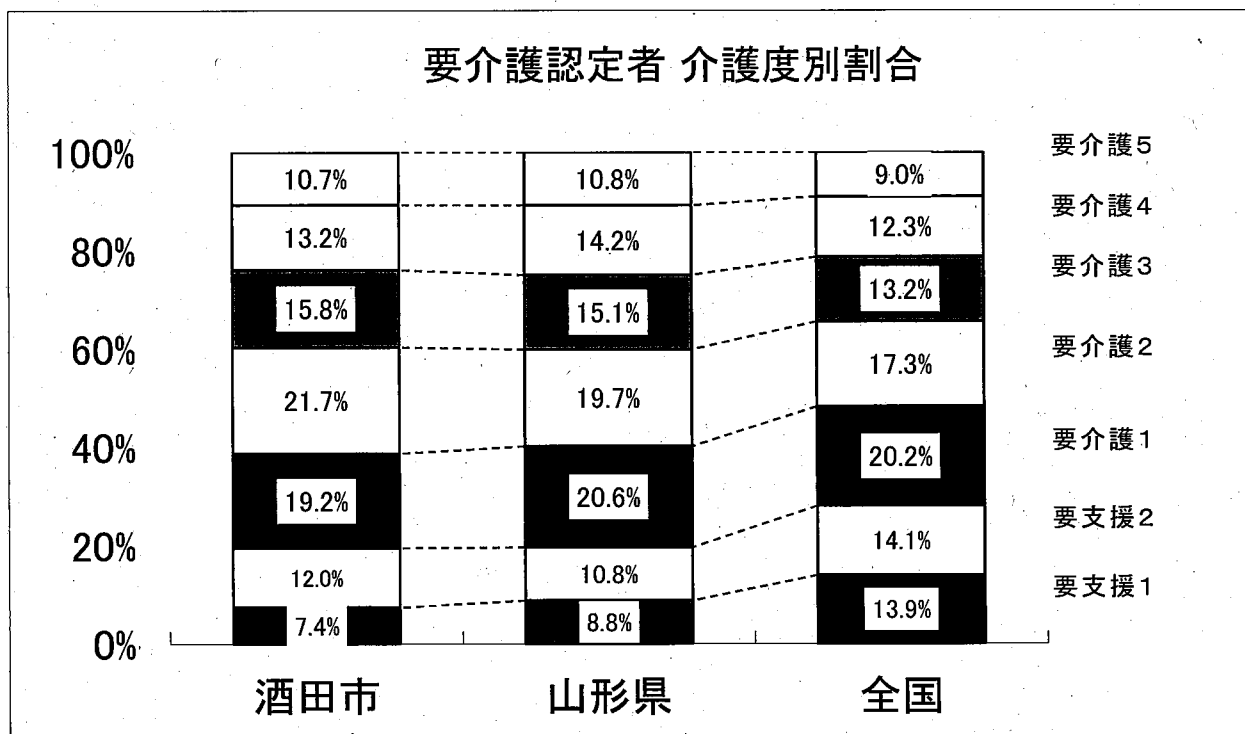
(3) 要介護認定者数

(酒田市)

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	511	821	1,336	1,495	1,091	913	735	6,902
65歳以上75歳未満	62	96	150	149	87	72	99	715
75歳以上	449	725	1,186	1,346	1,004	841	636	6,187
第2号被保険者	10	27	19	30	19	18	18	141
総 数	521	848	1,355	1,525	1,110	931	753	7,043
割 合	7.4%	12.0%	19.2%	21.7%	15.8%	13.2%	10.7%	100.0%

※介護保険事業状況報告による、令和2年6月末日現在。



※介護保険事業状況報告による、全国及び山形県は令和2年4月末日現在。

■要介護認定者数は、令和元年9月との比較で101人減少し、認定率は0.3ポイントの減少となった。

昨年の夏から秋にかけて要介護認定者が一時的に増加したが、冬季間に減少して現在は横ばいから若干の増加傾向にある。

3. サービスの利用状況

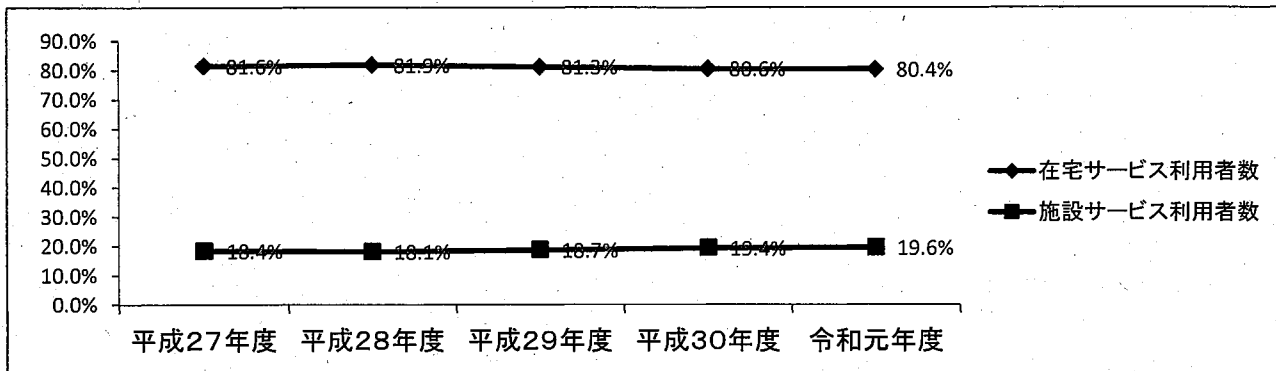
(1) サービス利用者数の推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
在宅サービス利用者数	5,208	81.6%	5,444	81.9%	5,221	81.3%	4,929	80.6%	4,926	80.4%
地域密着型サービス	764	12.0%	921	13.9%	921	14.3%	914	14.9%	899	14.7%
施設サービス利用者数	1,178	18.4%	1,205	18.1%	1,204	18.7%	1,186	19.4%	1,199	19.6%
介護老人福祉施設	729	11.4%	737	11.1%	732	11.4%	735	12.0%	748	12.2%
介護老人保健施設	437	6.8%	457	6.9%	458	7.1%	437	7.1%	436	7.1%
介護療養型医療施設	12	0.2%	11	0.2%	14	0.2%	14	0.2%	14	0.2%
介護医療院	—	—	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%
計	6,386		6,649		6,425		6,115		6,125	

※在宅サービス利用者数は利用月の数値の平均値。

※サービス利用者数は、同月で複数利用の場合はそれぞれで人数を計上しているため、利用実人数よりも上回っている。

※介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設を含み、地域密着型サービスには地域密着型介護老人福祉施設を含まない。



■参考/令和2年3月審査分(2月利用分)の施設入所者の重度率

施設サービスの種別	実績			旧参酌標準	
	利用者数	うち重度(要介護4・5)	施設重度率	目標割合	目標人数
特別養護老人ホーム	636人	462人	72.6%	70%	871人
地域密着型特養	108人	66人	61.1%		
介護老人保健施設	445人	227人	51.0%		
介護療養型医療施設	14人	8人	57.1%		
介護医療院	0人	0人	—		
合計	1,203人	763人	63.4%		

■参考/令和2年3月審査分(2月利用分)の利用人数と費用割合

サービス種別	利用人数(人)	人数割合	給付費総額(千円)	給付費割合	1人あたり給付費	平均要介護度
在宅サービス	4,918人	80.3%	532,054	63.4%	108,185円	2.26
施設サービス	1,203人	19.7%	307,139	36.6%	255,311円	3.81

※平均要介護度について、要支援1及び要支援2は0.375で計算。

■平成28年度から平成30年度にかけては、要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことで在宅サービス利用者数及び構成比は減少した。一方で令和元年度にかけては横ばいとなった。

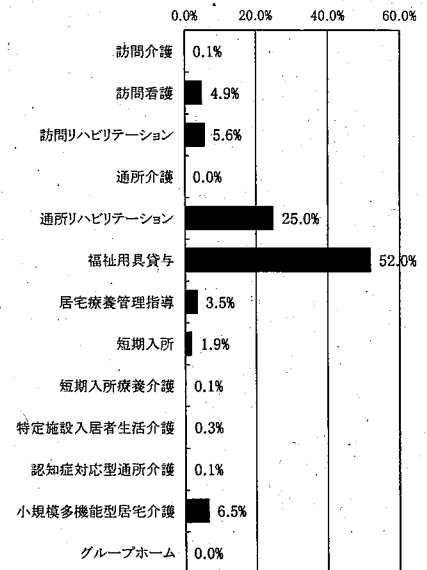
■施設重度率は、前回の12月審査分(11月利用分)に比べ、合計で0.1ポイント増加している。そのうち、特別養護老人ホームでは0.4ポイント、介護老人保健施設では0.3ポイントそれぞれ増加している。

(2) -1 利用人数(在宅サービス種類別)

【予防給付】

	平成28年度平均		平成29年度平均		平成30年度平均		令和元年度平均	
	人数	利用率	人数	利用率	人数	利用率	人数	利用率
訪問介護	270人	18.5%	151人	14.5%	1人	0.1%	0人	0.1%
訪問看護	19人	1.3%	17人	1.6%	21人	3.9%	27人	4.9%
訪問リハビリテーション	15人	1.0%	19人	1.8%	24人	4.5%	31人	5.6%
通所介護	629人	43.1%	335人	32.2%	1人	0.1%	0人	0.0%
通所リハビリテーション	151人	10.3%	132人	12.7%	123人	23.1%	137人	25.0%
福祉用具貸与	292人	20.0%	308人	29.6%	290人	54.3%	285人	52.0%
居宅療養管理指導	24人	1.6%	27人	2.6%	18人	3.3%	19人	3.5%
短期入所	18人	1.2%	10人	1.0%	10人	1.9%	11人	1.9%
短期入所療養介護	0人	0.0%	1人	0.1%	1人	0.2%	1人	0.1%
特定施設入居者生活介護	3人	0.2%	3人	0.3%	3人	0.6%	1人	0.3%
認知症対応型通所介護	0人	0.0%	0人	0.0%	2人	0.3%	1人	0.1%
小規模多機能型居宅介護	39人	2.7%	36人	3.5%	41人	7.6%	36人	6.5%
グループホーム	1人	0.1%	1人	0.1%	0人	0.0%	0人	0.0%
合計	1,461人		1,040人		534人		547人	

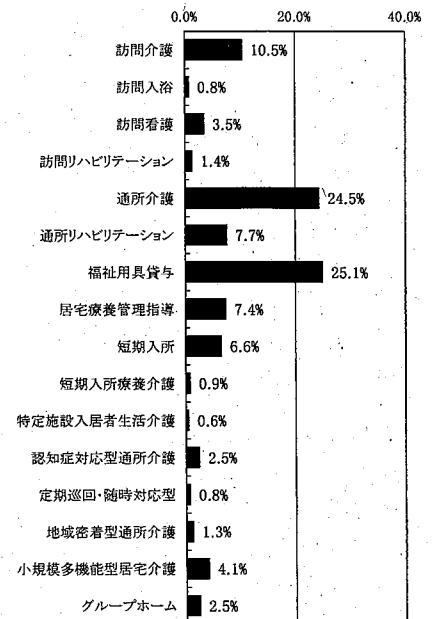
【予防給付】



【介護給付】

	平成28年度平均		平成29年度平均		平成30年度平均		令和元年度平均	
	人数	利用率	人数	利用率	人数	利用率	人数	利用率
訪問介護	776人	10.8%	801人	10.7%	808人	10.6%	813人	10.5%
訪問入浴	56人	0.8%	64人	0.9%	65人	0.8%	59人	0.8%
訪問看護	228人	3.2%	245人	3.3%	246人	3.2%	273人	3.5%
訪問リハビリテーション	71人	1.0%	76人	1.0%	101人	1.3%	108人	1.4%
通所介護	1,779人	24.7%	1,829人	24.5%	1,861人	24.4%	1,890人	24.5%
通所リハビリテーション	556人	7.7%	578人	7.7%	593人	7.8%	592人	7.7%
福祉用具貸与	1,694人	23.5%	1,789人	23.9%	1,871人	24.6%	1,935人	25.1%
居宅療養管理指導	570人	7.9%	589人	7.9%	580人	7.6%	573人	7.4%
短期入所	498人	6.9%	515人	6.9%	512人	6.7%	507人	6.6%
短期入所療養介護	70人	1.0%	71人	0.9%	75人	1.0%	67人	0.9%
特定施設入居者生活介護	39人	0.5%	35人	0.5%	37人	0.5%	43人	0.6%
認知症対応型通所介護	235人	3.3%	216人	2.9%	190人	2.5%	193人	2.5%
定期巡回・随時対応型	50人	0.7%	56人	0.7%	58人	0.8%	61人	0.8%
地域密着型通所介護	126人	1.7%	134人	1.8%	118人	1.6%	99人	1.3%
小規模多機能型居宅介護	294人	4.1%	308人	4.1%	313人	4.1%	319人	4.1%
グループホーム	173人	2.4%	174人	2.3%	193人	2.5%	192人	2.5%
合計	7,215人		7,480人		7,619人		7,724人	

【介護給付】



※サービス利用者数は月平均値。(厚生労働省介護保険事業月報令和2年2月利用分まで反映)

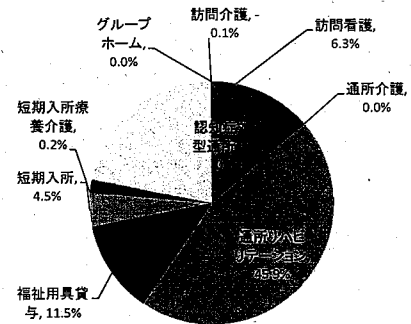
(2) -2 給付(在宅サービス種類別)

【予防給付】

(単位:千円)

	平成28年度平均		平成29年度平均		平成30年度平均		令和元年度平均	
	給付	費用割合	給付	費用割合	給付	費用割合	給付	費用割合
訪問介護	5,153	15.6%	2,910	13.3%	4	0.0%	-8	-0.1%
訪問看護	443	1.3%	443	2.0%	488	4.9%	662	6.3%
訪問リハビリテーション	312	0.9%	401	1.8%	558	5.7%	765	7.3%
通所介護	17,716	53.7%	9,415	43.2%	17	0.2%	0	0.0%
通所リハビリテーション	4,746	14.4%	4,123	18.9%	4,174	42.3%	4,795	45.9%
福祉用具貸与	1,147	3.5%	1,237	5.7%	1,157	11.7%	1,196	11.5%
居宅療養管理指導	122	0.4%	111	0.5%	81	0.8%	94	0.9%
短期入所	449	1.4%	340	1.6%	406	4.1%	466	4.5%
短期入所療養介護	4	0.0%	27	0.1%	36	0.4%	24	0.2%
特定施設入居者生活介護	237	0.7%	221	1.0%	296	3.0%	140	1.3%
認知症対応型通所介護	32	0.1%	9	0.0%	86	0.9%	25	0.2%
小規模多機能型居宅介護	2,442	7.4%	2,307	10.6%	2,558	25.9%	2,283	21.9%
グループホーム	213	0.6%	255	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
合計	33,016		21,799		9,861		10,440	

【予防給付】

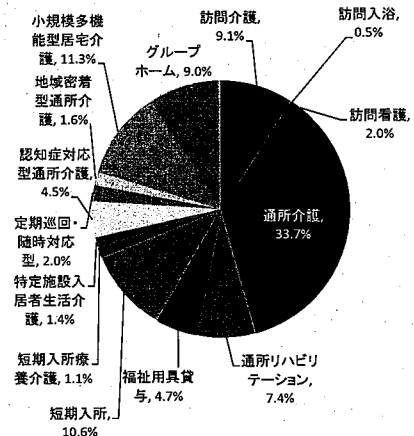


【介護給付】

(単位:千円)

	平成28年度平均		平成29年度平均		平成30年度平均		令和元年度平均	
	給付	費用割合	給付	費用割合	給付	費用割合	給付	費用割合
訪問介護	45,996	9.3%	46,387	9.1%	46,828	8.9%	48,902	9.1%
訪問入浴	2,486	0.5%	2,957	0.6%	2,957	0.6%	2,794	0.5%
訪問看護	8,319	1.7%	9,041	1.8%	9,324	1.8%	10,604	2.0%
訪問リハビリテーション	1,642	0.3%	1,666	0.3%	2,212	0.4%	2,502	0.5%
通所介護	162,480	33.0%	168,931	33.0%	176,781	33.5%	181,412	33.7%
通所リハビリテーション	37,563	7.6%	38,674	7.6%	39,542	7.5%	40,086	7.4%
福祉用具貸与	21,064	4.3%	22,791	4.5%	24,397	4.6%	25,096	4.7%
居宅療養管理指導	2,607	0.5%	2,626	0.5%	2,735	0.5%	2,729	0.5%
短期入所	54,100	11.0%	59,342	11.6%	58,313	11.1%	57,214	10.6%
短期入所療養介護	6,332	1.3%	6,028	1.2%	6,287	1.2%	6,149	1.1%
特定施設入居者生活介護	6,873	1.4%	6,507	1.3%	6,821	1.3%	7,728	1.4%
認知症対応型通所介護	27,940	5.7%	25,559	5.0%	24,067	4.6%	24,236	4.5%
定期巡回・随時対応型	7,477	1.5%	9,109	1.8%	10,008	1.9%	10,872	2.0%
地域密着型通所介護	9,591		10,199	2.0%	10,293	2.0%	8,778	1.6%
小規模多機能型居宅介護	55,451	11.3%	58,396	11.4%	58,849	11.2%	60,976	11.3%
グループホーム	42,248	8.6%	43,653	8.5%	47,667	9.0%	48,332	9.0%
合計	492,169		511,866		527,081		538,410	

【介護給付】



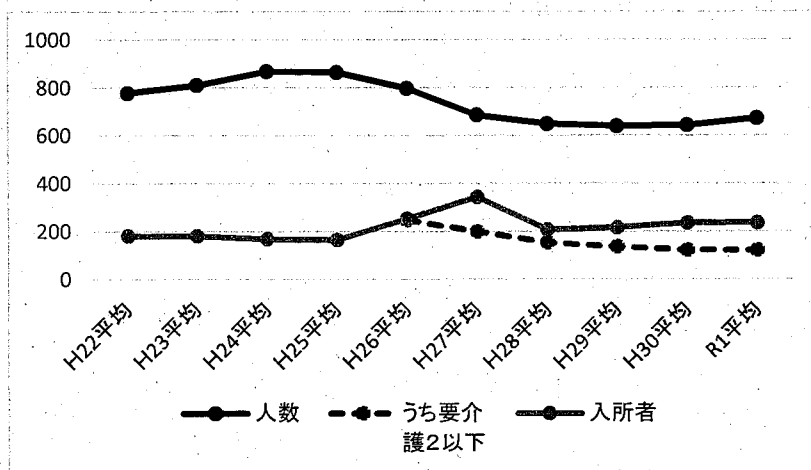
■ 予防給付の訪問介護、通所介護の減少は、介護予防・日常生活支援総合事業への移行によるもの。
 ■ 月平均で算出した給付費の平成30年度から令和元年度における伸び率は2.2%で、平成28年度以降では最も高くなっている。要因として、介護給付の利用者の増によるほか、令和元年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定(改定率:2.13%)も影響している。

(3) 施設サービス

	平成28年度平均		平成29年度平均		平成30年度平均		令和元年度平均	
	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
特別養護老人ホーム	627人	149,712	623人	151,184	626人	156,734	635人	160,293
老人保健施設	457人	119,313	458人	119,819	437人	118,144	436人	121,450
介護療養型医療施設	11人	2,471	14人	3,018	14人	2,922	14人	3,042
介護医療院					0人	0	0人	0
地域密着型特別養護老人ホーム	110人	26,541	109人	27,647	109人	28,496	113人	28,811
合計	1,205人	298,037千円	1,204人	301,668千円	1,186人	306,297千円	1,199人	313,596千円

4. 特別養護老人ホーム待機者数の推移

(1) 待機者数と入所者の経年推移



(2) 待機場所内訳(令和2年3月末)

	人数	うち要介護2以下	入所者
H22平均	777		181
H23平均	810		180
H24平均	868		168
H25平均	864		164
H26平均	797	247	253
H27平均	686	199	343
H28平均	649	153	207
H29平均	640	136	215
H30平均	643	121	235
R1平均	673	121	235

場所	人数	割合
在宅	332	49.4
老人保健施設	201	29.9
介護療養型医療施設	2	0.3
医療機関	26	3.9
グループホーム	53	7.9
特定施設等	2	0.3
養護老人ホーム	2	0.3
小規模多機能	54	8.0
合計	672	100.0

* 入所者数のみ総数で記載。

■ 待機者数は平成26年度以降減少傾向にあったが、平成30年度から(平成30年5月以降)は増加傾向にある。一方で、待機者に占める要介護2以下の割合は、平成28年度後半から減少傾向にある(平成27年度から原則要介護3以上が入所要件)。
 ■ 年間の入所者数は、平成22年度以降の平均から220人前後と見込まれ、この数は上位待機者数(令和元年5月末調査で194人)を上回る。
 ■ 令和2年3月末時点の待機者数672人のうち、1箇所のみ申し込みは438人であり、全体の65.2%を占めている。

5 総合事業実施状況

5-1 従前相当及びA型利用実績

種別		30年	30年	31年	元年	元年	2年	事業所数	
		9月	12月	3月	9月	12月	3月	元年	2年
訪問型	従前相当	29	31	26	30	28	29	22	22
	A型	188	185	164	174	172	173	20	20
	合計	217	216	190	204	200	202		
通所型	従前相当	32	23	22	18	16	21	32	32
	A型	577	618	635	622	634	588	37	37
	合計	609	641	657	640	650	609		
総合計		826	857	847	844	850	811		

*利用実績の単位は人。なお、事業所数は各年度の4月時点の数字。

5-2 通所B型の実施状況

実施主体	名称	参加者 実人数	送迎 人数	1週あたり の回数
松原学区コミュニティ振興会	まつばら元気倶楽部	会 員 41 会員外 211		1
亀ヶ崎コミュニティ振興会	みんなのいこいの場・亀ヶ崎 ほっとけあ(*)	45		1
若浜コミュニティ振興会	笑顔つながる和かはま	156		8箇所×1
泉学区コミュニティ振興会	わくわく泉(*)	20		1
港南コミュニティ振興会	通所型B・予防事業	25	5	1
琢成学区コミュニティ振興会	Vivid琢成クラブ	62		1
西荒瀬コミュニティ振興会	健幸にしあらせ	70	11	3
東平田コミュニティ振興会	東平田「健康塾」	19		3
上田コミュニティ振興会	上田元気サロン	40	3	2
本楯コミュニティ振興会	もとたて2025プロジェクト	36		1
南遊佐コミュニティ振興会	マイ夢の里プロジェクト	50	2	1
田沢コミュニティ振興会	たざわ健康クラブ	60	10	1
南平田コミュニティ振興会	健康増進教室	50		1
合計		674(*885)	31	

*亀ヶ崎、泉学区の実施状況は、設立準備での試行段階によるもの。

*参加者実人数の合計のカッコ内は、松原学区の会員外参加者を含めた数字。

*B型に係るマネジメントの実施件数：平成30年度6件、令和元年度7件

5-3 訪問B型の実施状況

実施主体	名称	利用実人数	運営委員数
琢成学区コミュニティ振興会	よろずや琢成	71	11

5-4 生活支援体制整備協議会

委員は生活支援コーディネーター11名と社会福祉協議会(合計12名)

○第1回 令和2年3月23日(月)

・福祉有償運送等の移動支援を実施している団体の事例紹介及び課題協議。

6 酒田市内事業所数の推移

各年4月の事業所数。入所系施設の（ ）内は定員数。

種別	18年	28年	29年	30年	R1年	令和2年
訪問介護（ホームヘルプサービス）	38	30	29	29	31	32
訪問入浴介護	3	3	2	2	2	2
訪問看護	4	7	7	7	7	7
訪問リハビリテーション	3	5	4	5	5	6
通所介護（デイサービス）	29	42	43	45	45	46
通所リハビリテーション（デイケア）	7	8	7	8	8	9
短期入所生活介護（ショートステイ）	10	14	14	14	14	14
短期入所療養介護（ショートステイ）	8	7	7	7	7	7
特定施設入居者生活介護	1	2	2	2	2	2
福祉用具貸与・販売	14	12	13	12	13	13
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1	1	1	1	1
地域密着型通所介護（デイサービス）		7	6	5	5	4
認知症対応型通所介護	2	15	13	13	13	12
小規模多機能型居宅介護		15	15	15	15	15
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	11 (144)	14 (171)	14 (171)	14 (180)	14 (180)	14 (180)
地域密着型介護老人福祉施設 （ミニ特養）		4 (107)	4 (107)	4 (107)	4 (107)	4 (107)
看護小規模多機能型居宅介護						1
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	8 (680)	8 (641)	8 (641)	8 (641)	8 (641)	8 (641)
介護老人保健施設	5 (470)	5 (480)	5 (480)	5 (480)	5 (480)	5 (480)
介護療養型医療施設	2 (16)	2 (16)	2 (16)	2 (16)	2 (16)	2 (16)
居宅介護支援事業所	36	37	36	35	34	35

*通所介護事業のうち定員20名未満のものが平成28年度に地域密着型通所介護へ移行しました。

【参考】有料老人ホーム及びサービス付高齢者住宅の推移

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2
有料老人ホーム										
棟数	9	12	13	13	16	16	16	16	18	20
定員	148	207	219	219	324	332	332	329	380	437
サービス付高齢者住宅										
棟数	3	5	6	8	9	10	11	10	10	10
定員	59	99	129	168	196	206	218	198	198	198

7 地域支援事業の実施状況

7-1 一般介護予防事業

7-1-1 すこやかマスターズ

【事業概要】

要支援、要介護認定を受けた者や総合事業対象者を除いた高齢者で、身体能力の低下が見られる方を対象に実施しています。

要介護状態にならないよう、週1回×12週間、デイサービス事業所等に通って、アクティビティ¹や認知症予防等の共通サービスを提供しています。

週1回12週間の計12回を1クールとして開催し、利用者負担金をいただきながら行っています。

【実績】

	30年度	R元年度
登録人数	395人	364人
延参加人数	624人	571人

7-1-2 しゃんしゃん元気づくり事業

【事業概要】

65歳以上の方が、住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らすことができるよう、介護予防や閉じこもり防止を行う自治会または学区(地区)社会福祉協議会に対して補助金を助成します。補助条件は、月1回以上年12回開催、会場が地区内にあり、原則同一会場で、介護予防や健康づくりの内容を入れることとしています。

【実績】

	30年度	R元年度
実施団体数	30箇所	85箇所
実施延べ回数	861回	3,007回
参加延べ人数	15,801人	40,494人

7-1-3 栄養口腔講座関係

①栄養口腔講座

【事業概要】

概ね60歳以上の地域の組織や団体を対象に、低栄養、誤嚥性肺炎、認知症、フレイル(高齢者の身体機能や認知機能が低下して虚弱となった状態)、要介護状態になることの予防や改善により高齢者の生活の質の維持向上が図れることを知り、地域全体で介護予防に取り組むことを目的に講座を開催します。

【実績】

	29年度	30年度	R元年度
開催回数	6回	6回	6回
延参加人数	52人	63人	175人

¹ アクティビティ/軽体操や遊びなど、心身の活性化のための手助けとなる活動のこと。主にデイサービスセンターや介護老人福祉施設などのプログラムとして提供される。

②口腔機能向上普及啓発事業

【業務内容】

歯科衛生士が、高齢者の口腔機能維持・向上のために、誤嚥性肺炎予防、認知症、フレイル予防として専門的な指導や助言を行い、一般高齢者や介護家族に口腔ケアについての普及啓発活動を行います。

【実績】

	30年度	R元年度
開催回数	49回	48回
延参加人数	1,073人	903人

7-1-4 いきいき百歳体操（住民主体の通いの場立上げ支援）

【事業概要】

介護予防の運動を利用して、住民主体の通いの場の立上げ支援、継続支援を行います。内容は介護予防の普及啓発と「いきいき百歳体操」の説明、体験会と体力測定の実施、体操のDVDの無料貸出を行います。週1回以上、歩いて行ける集会所等に通り、体操を実施する事で、運動機能向上、閉じこもり予防につながります。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
説明・体験会実施(回)	11回	110回	50回	11回
延立上げ実施拠点数	6箇所	67箇所	106箇所	105箇所
備考		うち2箇所B型へ移行	うち延11箇所B型へ移行	B型へ移行分は除く

【体力測定】

年度	体力測定	延実施人数
H28	8回	131人
H29	116回	1,625人
H30	125回	1,503人
R元	59回	659人

* 体力測定を希望した団体へ実施（握力、開眼片足立ち、5m最大歩行速度、Time up & Goの4項目等）

【情報交換会・研修会】

年度	開催回数	参加団体	参加人数	備考
H30	1回	45団体	63人	理学療法士講師
R元	1回	31団体	57人	公益大准教授講師

* 継続支援の一環で団体代表者同士の情報交換、活動紹介、講演会を実施

【専門職支援】

年度	支援回数	延べ人数	備考
R元	28回	552人	理学療法士の指導

7-1-5 担い手養成講座

【事業概要】

高齢者の居場所や通いの場をつくり、地域を支える人材の育成を目的に講座（全5回）を行います。内容は、地域福祉や介護予防に関する講義、実施団体の見学と活動紹介、事例紹介などを学び、グループに分かれて実際に事業計画を立案します。なお、今年度は担い手のスキルアップと、新規受講生の掘り起こしを図るため講演会を開催しました。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度（講演会）
修了者人数	16人	20人	14人	71人（市民参加者）

7-1-6 生きがいと健康づくり総合推進事業

【事業概要】

高齢者が家庭・地域等社会の分野で、豊かな経験と知識・技能を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会参加活動できるよう、酒田市老人クラブ連合会に委託し事業を実施しています。

（主な事業内容）

- ・レクリエーション大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・公式ワナゲ大会
- ・カローリング大会 ・パークゴルフ大会 ・各種研修・教室 ・女性部活動
- ・会報の発行 ・老人福祉大会 ・社会奉仕活動 ・世代間交流事業

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度（3月末現在）
延参加人数	5,872人	7,407人	8,063人	4,546人

7-1-7 地域高齢者支え合い事業

【事業概要】

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、自治会等で自主的に実施している介護予防事業に対し助成を行います。「しゃんしゃん元気づくり事業」への統合に伴い、平成30年度以降は新規受付を停止し、平成29年度からの継続団体に対してのみ助成を行いました。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
介護予防（健康づくり）事業	13団体	17団体	11団体	5団体
居場所づくり事業	13団体	31団体	22団体	-

7-2 サービスと人員の確保施策

7-2-1 介護予防ボランティアポイント事業

【事業概要】

高齢者の介護予防と社会参加促進のため、介護施設等でのボランティア活動へポイントを付与し「るんるんバス回数券」「温泉入浴券」「お米」などに交換を行う元気シニアボランティア事業を実施しています。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
元氣シニアボランティア登録人数	14人	16人	19人	14人

7-3 地域包括支援センターの運営

7-3-1 地域包括支援センターの相談実績

【実績】

(単位：件)

	28年度	29年度	30年度	R元年度
総合相談	11,066	16,580	15,957	13,638
権利擁護関係	507	317	386	698
包括的・継続的ケアマネジメント	1,345	1,661	1,272	1,678
介護予防ケアマネジメント	2,845	1,530	1,182	1,103
合計	15,763	20,088	18,797	17,117

総合相談支援業務	高齢者を対象とした相談や状況確認。高齢者支援のための地域ネットワーク構築等に関する業務。
権利擁護業務	高齢者虐待や消費者被害に関する相談や対応。成年後見に関する相談等、各種支援に関する業務。
包括的・継続的ケアマネジメント	各機関、主治医、介護支援専門員と連携し、高齢者に総合的・継続的に関わっていくための体制づくり。
介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態となることを予防するため、「すこやかマスターズ」等、介護予防事業にかかる必要な援助を行う業務。

7-3-2 地域包括支援センター運営協議会等開催事業

【事業概要】

地域包括支援センターの設置及び円滑かつ適正な運営を図るため、センターの設置や日常生活圏域の設定、中立・公正な運営に関する事項の協議・承認等を行う機関として協議会を概ね年2回開催しています。

また、平成25年度からは、酒田市の地域包括ケアシステムの政策形成機能を持つ地域ケア会議として位置付けています。

第1回 令和元年7月29日(月)

第2回 令和2年2月17日(月)

7-3-3 地域包括ケア推進事業

【事業概要】

各地域包括支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、安心して住み続けられる地域づくりを目指し、次の取組みを行っています。

1) 地域資源の開発

- ①地域に不足するサービス及び支援の創出
- ②サービス及び支援の担い手の養成
- ③元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保

2) ネットワークの構築

- ①関係者間の情報提供

- ②サービス提供主体間の連携体制づくり
- 3) ニーズと取組のマッチング
 - ①地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
 - ②サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング
- 4) その他事業の実施に関し必要な取組

	28年度	29年度	30年度	R元年度
地域ケア会議回数	130	99	119	108
延参加人数	1,805	1,597	1,735	1,467

7-4 在宅医療・介護連携の推進

7-4-1 在宅医療・介護連携推進事業

【事業概要】

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるよう、在宅医療・介護連携支援室（酒田地区医師会に委託）と連携しながら医療と介護の切れ目のない連携体制構築を推進します。

- 1) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- 2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 3) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進
- 4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 6) 医療・介護関係者の研修
- 7) 地域住民への普及啓発
- 8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
多職種連携の会議（ポンテ運営会議）	5回	5回	5回	4回
研修会・ワークショップ（在宅ケア講演 会含む） ※R1～ワークショップ開始	7回 631人	7回 533人	7回 819人	10回 481人

- ・医療・介護連携書式の一部改訂及び、北庄内連携書式のHPでの公開
- ・高齢者対象サービス事業所の受け入れに関する調査実施、公開、及び更新
- ・ショートステイ空き情報及び精神科病床空き情報の公開、及び更新
- ・在宅医療・介護に関する情報（研修含む）をホームページ上で公開

7-5 自立支援型地域ケア会議

【事業概要】

月1回自立支援型地域ケア会議を開催し、介護支援専門員等が作成した要支援、及び要介護（1・2）のケアプランについて検討しています。高齢者がもつ心身の機能を維持、回復する力を最大限に引き出すにはどうすれば良いか話し合い、自立支援につながるケアプランになるように、理学療法士等の専門職から担当のケアマネジャーやサービス事業所等に助言を行います。また、自立した生活を支えるための地域課題の把握も併せて行っています。

【実績】

	29年度	30年度	R元年度
開催回数	12回	12回	12回
検討事例数	58件	59件	36件

7-6 認知症施策の推進（認知症総合支援事業）

7-6-1 認知症の理解を深めるための普及啓発

【事業概要】

1) 認知症サポーター養成講座の開催

認知症を正しく理解し、認知症やその家族を守り、支援するサポーターを地域で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手で作るために、各地域で行う事業での開催協力を得ていきます。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
サポーター養成講座	43回	65回	49回	36回
養成講座受講者数	766人	1,220人	902人	557人
認知症サポーター数（累計）	10,394人	11,614人	12,516人	13,073人

7-6-2 地域における認知症の人と家族の支援

【事業概要】

認知症の人及びその家族が地域の中で孤立することなく住み慣れた環境で暮らし続けられるようにするため、地域ケア会議等で関係機関と情報を共有し、個別的な支援から地域での課題解決に向けた支援体制を構築します。

1) 認知症初期集中支援チームの活動

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるように、複数の専門職によって、認知症が疑われる人および認知症の人とその家族を訪問したうえで、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえ、観察・評価し、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことで自立生活のサポートを行う。

【実績】

	29年度	30年度	R元年度
訪問支援対象者	10人	7人	5人

2) 認知症カフェ

【事業概要】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができ、また、認知症家族への支援を図るため、認知症当事者とその家族が気軽に参加することができる認知症カフェ「もしえのん・あののんカフェ」「ひらカフェ」を開催するものです。

【実績】

	29年度	30年度	R元年度
実施回数	10回	15回	14回
参加人数	151人	222人	194人

7-6-3 認知症高齢者あんしんネット事業

【事業概要】

認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた環境の中で、自分らしく暮らし続けられる地域を作るために、平成27年度から実施。

1) 徘徊高齢者事前登録「安心おかえり登録」

在宅で生活し、徘徊のおそれのある方の情報を登録し、行方不明になった際、早期に発見・保護できるよう支援します。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
登録者数(累計)	231人	324人	436人	520人

2) あんしん声かけ運動「さかた声かけ隊」

認知症予防市民講演会および認知症サポーター養成講座などの受講者が登録し、認知症高齢者を見かけた時に声をかけるなど、地域全体で温かく見守っていく声かけ運動を行います。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
登録者数(累計)	1,195人	1,800人	2,088人	2,438人

7-7 高齢者の権利擁護

【事業概要】

高齢者個人が人間としての尊厳をもって生きていけるように、生活上の重要な場面でサポートを行うものです。

1) 高齢者虐待への対応

「高齢者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、相談があった場合には事例に即して支援し、高齢者虐待の早期発見・早期対応・継続支援を円滑に行うことを目的に「酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会」を開催し、情報交換を行っています。

2) 支援困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在する場合や高齢者が支援を拒否している場合などは、ネットワークを活用した見守りを行っています。

3) 消費者被害の防止

消費生活センターとの情報交換を行い、地域への周知・啓蒙を行っています。

7-7-1 高齢者虐待に関する普及啓発

【事業概要】

高齢者虐待の防止や早期発見には、関係機関や地域住民の方々が虐待について理解を深め、被虐待高齢者が発するサインを見逃さないことが重要であるため、普及啓発を推進していきます。

- ・市広報による市民への周知
- ・高齢者虐待防止講演会
- ・関係機関内部研修等での講座

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
高齢者虐待防止講演会参加人数	120人	60人	100人	新型コロナウイルス感染 予防症拡大により中止

7-7-2 地域の見守り体制の充実

【事業概要】

自治会長、民生委員、福祉協力員、地域包括支援センターなどの地域の関係機関が住民の相談窓口となり、相談が寄せられたものについては介護保険課ケースワーカー・保健師、地域包括支援センターの社会福祉士等がチームを組み、対応を行い、地域ケア会議において高齢者虐待に関する情報を共有しています。

7-7-3 関係機関の連携と協力体制づくり

【事業概要】

高齢者及び障がい者虐待に係る各関係機関で組織する「酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会」をもとに連携を強化し、虐待防止や養護者支援の施策充実に努めます。

また、地域包括支援センターの社会福祉士を中心とする専門職による会議の開催など、虐待事例への対応や、防止のための活動について協力体制の充実に努めます。

「酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会」を年2回開催しています。

7-7-4 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

認知症等で、自ら財産管理や契約行為が行えない方で、親族がいない、または協力を得られない場合に、本人に代わって財産管理・契約行為を行う後見人選任の申立てを市長が家庭裁判所へ行うことで、本人の権利を擁護します。本人が申立ての費用や後見人報酬の負担が困難な場合には助成を行っています。

【実績】

		28年度	29年度	30年度	R元年度 (3月末現在)
支援者数		13人	16人	10人	16人
内 訳	申立て支援	7人	7人	6人	9人
	後見人報酬に係る支援	6人	9人	4人	7人

7-8 介護給付費適正化事業

【事業概要】

国や県が策定する「介護給付適正化計画」に沿って、引き続き山形県国民健康保険連合会と連携して、①ケアプランチェックによる指導、②ケアプラン研修会、③住宅改修等の点検、④不正請求の発見、防止のため国保連合会適正化システムを活用した縦覧点検、⑤要介護認定の適正化、⑥地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所（30年度より）に対する指導などを行います。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
ケアプランチェック指導	4件	2件	3件	3件
ケアプラン研修会	参加	参加	参加	参加
住宅改修等の点検			12件	10件
縦覧点検（不正発見数）	29件	251件	62件	232件
要介護認定の適正化	6,396件	6,277件	5,323件	6,051件
実地指導+監査 （地域密着型サービス事業所）	13件	9件	6件	9件
（指定居宅介護支援事業所）			4件	7件

7-9 家族介護者支援事業

7-9-1 家族介護者交流会

【事業概要】

在宅で介護を行っている家族を対象に、地域包括支援センターの主催で圏域ごとに介護者同士の交流会や介護方法の教室を開催しています。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
開催回数	33回	33回	28回	28回
参加人数	179人	191人	158人	139人

7-9-2 訪問型介護者支援事業

【事業概要】

在宅で介護をしている介護者に看護職が訪問し、介護者の健康相談・介護相談を行うことで在宅介護の負担軽減を行うとともに、地域社会から孤立することのないよう支援することを目的としています。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
実訪問人数	124人	109人	240人	107人
延訪問回数	131回	156回	344回	125回

7-9-3 家族介護慰労事業

【事業概要】

要介護認定において、要介護4または要介護5と判定された住民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を介護している家族に対して、家族介護慰労金（年額10万円）を支給するものです。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
支給人数	3人	1人	1人	1人

7-10 その他の任意事業

7-10-1 介護相談員派遣事業

【事業概要】

介護相談員（現在9名）を介護保険施設に月1回派遣し、利用者の疑問、不満、不安の解消を図るとともに、事業所とミーティングを行い、サービスの質的向上を図っています。毎年相談員1～2名を全国研修会に派遣し、相談活動の質を向上させています。

また、介護相談員の活動について市民の皆さんから知ってもらうため、酒田市ホームページに介護相談員の活動や主な相談内容を掲載しています。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
派遣事業所数	36施設	38施設	36施設	40施設
派遣回数	410回	409回	381回	370回

7-10-2 住宅改修支援事業**【事業概要】**

担当の介護支援専門員がいない要介護（支援）認定者（住宅改修以外のサービスを利用する予定がない方）が介護保険制度による住宅改修を行う場合、市で委託した介護支援専門員が申請事務の支援を行います。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
支援件数	52件	86件	46件	41件

7-10-3 配食サービス事業**【事業概要】**

食の自立、介護予防の観点から栄養状態の改善の必要な高齢者に対し食に関わるサービスを調整し、健康で自立した生活を送れるように支援する。合わせて高齢者の安否確認等の見守りを行います。年間を通して本事業と同等の利用者負担額で配食サービスを提供できる民間の事業所が普及してきたため、市としての配食サービスは現在の利用者の経過措置として実施し、民間事業所へ役割を移行していくものとします。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
利用人数	2人	1人	1人	1人
配食数	582食	352食	352食	348食

8 市町村特別給付**8-1 在宅紙おむつ券事業（旧ほっとふくし券在宅紙おむつ専用券）****【事業概要】**

本人が市民税非課税で、要介護1以上の介護認定を受けている常時失禁状態と認められる高齢者等に、市へ登録した事業所で紙おむつ等の購入に利用できる在宅紙おむつ券を所得段階に応じて交付しています。

【実績】

	28年度	29年度	30年度	R元年度
交付人数	486人	551人	579人	539人

■歳入

(単位:円)

款 項	目 節	構成比	R元予算額①	R元決算額(見込)②	H30決算額③	増減④=②-③	備 考
1.	保険料	20.9%	2,649,558,000	2,713,828,655	2,755,858,709	△ 42,030,054	
	1.介護保険料		2,649,558,000	2,713,828,655	2,755,858,709	△ 42,030,054	
	1.第1号被保険者保険料		2,649,558,000	2,713,828,655	2,755,858,709	△ 42,030,054	
	1.現年度分特別徴収保険料		2,527,428,000	2,560,588,806	2,598,749,998	△ 38,161,192	
	2.現年度分普通徴収保険料		112,603,000	142,076,174	147,719,792	△ 5,643,618	
	3.滞納繰越分普通徴収保険料		9,527,000	11,163,675	9,388,919	1,774,756	不納欠損 12,654,804円
2.	分担金及び負担金	0.0%	147,000	139,200	140,800	△ 1,600	配食事業の利用者負担金
3.	使用料及び手数料	0.0%	200,000	256,900	235,180	21,720	督促手数料
4.	国庫支出金	23.9%	3,059,864,000	3,101,402,280	3,194,988,601	△ 93,586,321	
	1.国庫負担金		2,171,191,000	2,171,858,150	2,250,918,586	△ 79,060,436	
	1.介護給付費国庫負担金		2,171,191,000	2,171,858,150	2,250,918,586	△ 79,060,436	施設給付費(15%) 居宅給付費(20%)
	2.国庫補助金		888,673,000	929,544,130	944,070,015	△ 14,525,885	
	1.調整交付金		740,672,000	763,271,000	777,148,000	△ 13,877,000	市町村間の格差是正 6.82%(H30)→6.59%(R元)
	2.地域支援事業交付金(介護予防事業)		48,058,000	65,564,400	63,935,000	1,629,400	介護予防事業費(25%)
	3.地域支援事業交付金(包括的支援事業)		79,275,000	80,040,730	79,479,015	561,715	包括的支援事業費(38.5%)
	4.保険者機能強化推進交付金		18,049,000	18,049,000	19,731,000	△ 1,682,000	市町村の自立支援や給付適 正化等の取組を評価して配分
	5.介護保険事業費国庫補助金		2,515,000	2,515,000	3,634,000	△ 1,119,000	制度改正対応のためのシステ ム改修補助金
	6.介護保険災害臨時特例補助金		104,000	104,000	143,000	△ 39,000	東日本大震災により被災した 被保険者の減免額に対する補 助金
5.	支払基金交付金	24.9%	3,271,982,000	3,226,451,773	3,164,966,000	61,485,773	
	1.支払基金交付金		3,271,982,000	3,226,451,773	3,164,966,000	61,485,773	
	1-1.介護給付費交付金(現年度分)		3,197,797,000	3,152,267,000	3,085,615,000	66,652,000	第2号保険料分(27%)
	1-2.介護給付費交付金(過年度分)		9,306,000	9,306,773	0	9,306,773	第2号保険料分(27%)
	2.地域支援事業支援交付金		64,879,000	64,878,000	79,351,000	△ 14,473,000	第2号保険料分(27%)
6.	県支出金	13.3%	1,747,684,000	1,723,724,150	1,686,252,594	37,471,556	
	1.県負担金		1,678,011,000	1,658,117,079	1,620,509,862	37,607,217	
	1.介護給付費県負担金		1,678,011,000	1,658,117,079	1,620,509,862	37,607,217	施設給付費(17.5%) 居宅給付費(12.5%)
	2.県補助金		69,673,000	65,607,071	65,742,732	△ 135,661	
	1.地域支援事業交付金(介護予防事業)		30,036,000	27,268,828	27,380,528	△ 111,700	介護予防事業費(12.5%)
	2.地域支援事業交付金(包括的支援事業)		39,637,000	38,338,243	38,362,204	△ 23,961	包括的支援事業費(19.25%)
7.	財産収入	0.0%	922,000	922,358	457,200	465,158	介護給付費準備基金の利子
8.	繰入金	14.5%	1,921,205,000	1,886,199,145	1,734,805,547	151,393,598	
	1.一般会計繰入金		1,858,164,000	1,823,158,145	1,710,831,547	112,326,598	
	1.介護給付費繰入金		1,481,155,000	1,465,297,888	1,432,834,154	32,463,734	給付費市負担分(12.5%)
	2.地域支援事業繰入金(介護予防事業)		30,036,000	27,268,828	27,380,528	△ 111,700	介護予防事業費(12.5%)
	3.地域支援事業繰入金(包括的支援事業)		39,637,000	38,338,243	38,362,204	△ 23,961	包括的支援事業費(19.25%)
	4.事務費等繰入金		223,021,000	207,891,362	192,523,061	15,368,301	総務費+予備費-督促手数料 -雑入等
	5.低所得者保険料軽減繰入金		84,315,000	84,361,824	19,731,600	64,630,224	国1/2、県1/4、市1/4を負担
	2.基金繰入金		63,041,000	63,041,000	23,974,000	39,067,000	
	1.介護給付費準備基金繰入金		63,041,000	63,041,000	23,974,000	39,067,000	
9.	繰越金	2.5%	319,646,000	319,646,200	356,622,115	△ 36,975,915	前年度繰越金
10.	諸収入	0.0%	6,088,000	6,193,057	990,325	5,202,732	延滞金、第三者行為納付金 自動車損害共済災害共済金等
	市債	0.0%	0	0	0	0	県財政安定化基金借入
	歳入合計	100.0%	12,977,296,000	12,978,763,718	12,895,317,071	83,446,647	

■歳出

(単位:円)

款	項	構成比	R元予算額①	R元決算額(見込)②	H30決算額③	増減④=②-③	備考
1.	総務費	1.6%	221,216,000	211,243,546	196,752,523	14,491,023	
	1. 総務管理費		126,980,000	123,456,119	121,680,515	1,775,604	職員給与、一般需用費等
	2. 徴収費		9,295,000	8,490,513	8,354,978	135,535	納付相談員報酬 賦課作業に係る経費
	3-1. 介護認定審査会費		14,745,000	13,860,982	12,251,780	1,609,202	認定審査に係る経費
	3-2. 認定調査等費		63,487,000	59,950,675	53,711,650	6,239,025	訪問調査員報酬等
	4. 趣旨普及費		876,000	875,424	753,600	121,824	ガイドブック作成等
	5. 計画策定費		5,833,000	4,609,833	0	4,609,833	ニーズ調査委託料等
2.	保険給付費	91.6%	11,849,241,000	11,727,945,097	11,463,289,107	264,655,990	
	1. 介護サービス等諸費		10,957,650,000	10,859,962,873	10,635,604,049	224,358,824	要介護1~5の方に係る給付
	2. 介護予防サービス等諸費		174,431,000	158,295,464	151,644,470	6,650,994	要支援1・2の方に係る給付
	3. その他諸費		12,657,000	12,077,115	11,267,425	809,690	審査支払手数料(国保連) 県内75円/件、県外95円/件
	4. 高額介護サービス等費		238,033,000	235,613,980	219,508,747	16,105,233	支払額が上限以上の場合 給付
	5. 高額医療合算介護サービス等費		34,673,000	30,825,405	27,877,190	2,948,215	医療と介護の年間支払合算額 が上限以上の場合、給付
	6. 特定入所者介護サービス等費		431,797,000	431,170,260	417,387,226	13,783,034	施設入所等で、食費居住費の 限度額を超える分を給付
3.	地域支援事業費	3.3%	446,350,000	417,436,820	418,469,210	△ 1,032,390	
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費		207,946,000	189,795,071	190,818,789	△ 1,023,718	総合事業
	2. 一般介護予防事業費		30,946,000	27,036,870	27,014,301	22,569	すこやかマスターズ、しゃん しゃん元気づくり事業等
	3. 包括的支援事業・任意事業費		206,058,000	199,286,189	199,424,980	△ 138,791	
	4. その他諸費		1,400,000	1,318,690	1,211,140	107,550	総合事業利用に係る審査支 払手数料
4.	基金積立金	1.9%	245,488,000	245,487,358	357,078,200	△ 111,590,842	H30年度残金、基金利子
5.	諸支出金	1.4%	180,701,752	179,306,764	115,300,927	64,005,837	保険料還付金、H30年度国庫負 担金等確定に伴う還金
6.	公債費	0.0%	0	0	0	0	県財政安定化基金償還金
7.	市町村特別給付費	0.2%	30,768,000	23,820,660	24,780,904	△ 960,244	在宅紙おむつ券事業 (29年度まで地域支援事業の 任意事業)
8.	予備費	0.0%	3,531,248	0	0	0	
	歳出合計	100.0%	12,977,296,000	12,805,240,245	12,575,670,871	229,569,374	

歳入-歳出 = 12,978,763,718円 - 12,805,240,245円 = (令和2年度予算へ繰越)

173,523,473 円

実質収支 = 繰越額 173,523,473円 - 国庫負担金等精算額 23,760,028円

23,760,028

149,763,445 円

介護給付費準備基金積立金

(単位:円)

H30年度末残高	R元積立額	R元取崩額	R元年度末残高	増減
638,703,648	245,487,358	63,041,000	821,150,006	182,446,358

第 7 期酒田市介護保険事業計画の進捗管理について

【自己評価シートの作成について】

介護保険法第 117 条により市町村介護保険事業計画に記載することとされた、自立支援・重度化防止・介護給付適正化等に係る目標について、その取組みと自己評価を、別紙様式により山形県を通じて国へ提出したものです。

内容について、酒田市介護保険運営協議会で意見をいただき、今後の目標設定の参考にするものです。

【令和元年度評価目標一覧】

番号	取組名称 (タイトル)	ページ	自己評価結果 (◎、○、△、×)
1	住民主体の高齢者の通いの場の支援	2~3	◎
2	認知症の理解を深めるための普及啓発と、地域における認知症の人と家族支援	4~5	△
3	介護給付費等適正化	6~7	○

タイトル	住民主体の高齢者の通いの場の支援
------	------------------

現状と課題

総人口は年々減少しているが、高齢化率は年々増加傾向にあり、全国平均に比べてかなり高い状況で推移している。平成18年に前期高齢者と後期高齢者の人数が逆転してからは、後期高齢者の方が高い状況が続いている。

平成28年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査では、外出ができるけどしていない人の割合は11%で市街地に多く、外出ができない人は農村部に多い傾向にあった。買い物については、できるけどしていない人の割合は12%であった。そのため、地域に歩いて通える拠点を整備することにより、地域での活動を広げ、介護予防につなげていく。

第7期における具体的な取組

・日常生活支援総合事業

総合事業は、地域の支えあい体制づくりを推進し、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。通所型サービスB型は、週1回以上の開催の通いの場とする。

・しゃんしゃん元気づくり事業

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、各学区地区社会福祉協議会または自治会で自主的に実施する介護予防事業に対し助成を行う。

・いきいき百歳体操（住民主体の通いの場立上げ支援）

介護予防の運動を利用して、住民主体の通いの場の立上げ支援を行う。内容は介護予防の普及啓発と「いきいき百歳体操」の説明、体験会と体力測定の実践、体操のDVDの無料貸出を行う。週1回以上、歩いて行ける集会所等に通い、体操を実施する事で、運動機能向上、閉じこもり予防につなげる。

目標（事業内容、指標等）

・「通所型サービスB型」：2025年までに、市内全域に36箇所立ち上げを目指す。

・「しゃんしゃん元気づくり事業」：過去に地域高齢者支え合い事業を利用していた団体に利用期間の経過措置を設け、取組みやすい事業展開を図る。

	30年度	R元年度	R2年度
高齢者数に対する実参加人数の割合	12.5%	12.8%	13.0%

・「いきいき百歳体操」：住民主体の通いの場の立上げ支援。住民主体を重点としているため、体力測定の実施、専門職の派遣等による支援を行い、継続意欲を高める。

目標の評価方法

● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

・「通所型サービスB型」：実施拠点数、参加者数

・「しゃんしゃん元気づくり事業」：実施拠点数、参加者数

・「いきいき百歳体操」：実施拠点数、参加者数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	令和元年度
----	-------

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援総合事業（通所型サービスB型） 13箇所 しゃんしゃん元気づくり事業 85箇所 いきいき百歳体操 延立上げ数 94箇所（休止団体数10箇所） 活動団体数 84箇所 参加者実人数 1,091人
自己評価結果【◎】
事業立ち上げ数は増加している
課題と対応策
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援総合事業（通所型サービスB型）：担い手の不足等により取り組めていない地域があるため、働きかけを続けていく。 しゃんしゃん元気づくり事業：過去に他事業の助成を受けた団体に対しても、特例を設けた上でPRを行った結果、実施団体数が倍増した。 いきいき百歳体操：定着してきたことから、継続支援として専門職（理学療法士）の派遣を実施し運動指導を行った。

後期（実績評価）

実施内容		
	R元年度	実施拠点数 参加者数
日常生活支援総合事業 通所型サービスB型実施箇所		13箇所 実人数（会員としての利用）674人 ※実人数のほか、会員外として延べ211人の一般利用あり。
しゃんしゃん元気づくり事業		85箇所 実人数 2,484人 延人数 40,494人
いきいき百歳体操		延立上げ数102箇所（休止団体数10箇所） 活動団体数 92箇所 実人数 1,212人
自己評価結果【◎】		
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援総合事業 通所型サービスB型：新規立ち上げ数 3箇所 しゃんしゃん元気づくり事業：実施拠点数 前年比55箇所増加 いきいき百歳体操：専門職の派遣、及び団体代表者の情報交換会を行い、継続意欲高揚を図ることができた。 3事業の高齢者数に対する実参加人数の割合 4,366人/35,947人=12.1% (R2.3.31 現在65歳以上人口) 		
課題と対応策		
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援総合事業（通所型サービスB型）：実施したアンケート調査をもとに、新規の働きかけと継続支援を続けていく。 しゃんしゃん元気づくり事業：出前講座や講師派遣事業の活用などの継続支援を行う。 いきいき百歳体操：定着してきたことから、引き続き体力測定や専門職派遣、情報交換会等の継続支援を実施し、参加者の身体機能の維持向上と参加意欲の向上を図る。 		

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（2020.5 変更提出用）

タイトル	認知症の理解を深めるための普及啓発と、地域における認知症の人と家族支援
------	-------------------------------------

現状と課題

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の方は増加傾向にあり認知症の対応や理解を深めて優しい地域づくりを取り組むことが必要である。認知症高齢者の数は、認定審査会の主治医意見書によれば、日常生活に支障をきたす症状、行動や意思疎通に困難がみられる段階にある人は、要介護認定者6,845人中4,643人で、そのうち2,772人（59.7%）が在宅で生活している。（令和2年4月1日現在）

認知症の方やその家族が地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、個別的な支援から地域での課題解決に向けた支援体制を構築する必要がある。

第7期における具体的な取組

- ・認知症初期集中支援事業：支援チームを設置し、認知症が疑われる人、及びその家族の初期の支援を包括的・集中的に行い、適切な医療・介護等に繋いでいく。
- ・認知症サポーター養成：認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を守り、支援するサポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを構築する。
- ・認知症カフェ：認知症になっても住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができ、また、認知症の家族への支援を図るため、認知症の本人及び家族が気軽に参加できるカフェを開催する。

目標（事業内容、指標等）

- ・認知症初期集中支援事業：初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行う
- ・認知症サポーター養成：一般市民をはじめとし、教育委員会と協力しながら小・中学生に対しての講座も行う。

	29年度実績	30年度	R元年度	R2年度
サポーター養成講座	65回	55回	58回	60回
サポーター人数	1,220人	990人	1,200人	1,300人

- ・認知症カフェ：認知症カフェの開催状況

	29年度実績	30年度	R元年度	R2年度
開催回数	12回	12回	24回	24回
参加者数	151人	280人	600人	680人

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 認知症初期集中支援事業：対象者数
 - 認知症サポーター養成：回数・参加者数
 - 認知症カフェ：回数・参加者数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	令和元年度
----	-------

前期（中間見直し）

実施内容	
・認知症初期集中支援事業：対象者数 新規 2件	
・認知症サポーター養成：回数 10回 参加者数 137人	
・認知症カフェ：回数 8回 参加者数 101人	
自己評価結果【△】	
・認知症初期集中支援事業：対象者数は減少している。6か月の事業終了後には医療・介護サービスに繋げることで、自立支援のサポートを行っている。	
・認知症サポーター養成：企業・金融機関へ包括支援センターを通して開催要請を行った。	
・認知症カフェ：参加人数は増えている。リピーターが多いため、毎回ミニ講話等を取り入れている。普段は閉じこもりがちな認知症の方も参加しており、社会参加の場のひとつとなっている。また、介護する家族の方にとっては精神的な安定に繋がっている。	
課題と対応策	
・認知症初期集中支援事業：対象者数は減少。事業対象になる前の相談時点で、医療や介護に繋がるケースもあり、事例に合わせた対応を考えていく。	
・認知症サポーター養成：学校関係に講座の働きかけをしている。	
・認知症カフェ：郊外の方が参加しやすいように市中心部の他、平田地区でも開催する。	

後期（実績評価）

実施内容	
・認知症初期集中支援事業：対象者数 新規 5件	
・認知症サポーター養成：回数 36回 参加者数 557人	
・認知症カフェ：回数 14回（うち平田開催3回） 参加者数 194人	
自己評価結果【△】	
・認知症初期集中支援事業：相談ケースが、何かしらの医療や介護に繋がっている方が多く、対象者は減少傾向。	
・認知症サポーター養成：学校関係へ働きかけをしているが、開催にはいわず、目標回数、参加者ともに減少気味。	
・認知症カフェ：市中心部で開催しているカフェは参加者が定着し増加傾向にあるが、計画時の参加人数には届かない。	
課題と対応策	
・認知症初期集中支援事業：対象者の状況に応じた支援を行い、適切な医療・介護サービスに繋げていく。	
・認知症サポーター養成：一般市民、学校関係ともに講座開催の声かけを継続していく。新たに小売店等への働きかけを行っている。	
・認知症カフェ：新規の方への参加周知が課題。民生委員やケアマネジャーへ事業説明やチラシを配布し周知を図った。また、さかた声かけ隊の方にボランティア参加していただくよう働きかけている。	

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

（2020.5 変更提出用）

タイトル	介護給付費等適正化
------	-----------

現状と課題

【現状】高齢者人口の増加、要介護認定者の増加に伴い、保険給付費も増加している。利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることで介護保険制度の信頼感を高めるとともに持続可能な介護保険制度の構築につなげる。単に給付の抑制という観点ではなく、サービス利用者にとって真に適正なプランが設定されているかどうかには主眼を置き、先進地の事例等を参考にしながら実施していく。

【課題】○要介護認定の適正化○ケアマネジメントの適正化○介護報酬請求の適正化

第7期における具体的な取組

- ① 要介護認定の適正化
 - ・認定調査の事後点検・業務分析データの活用による課題の把握
- ② ケアプラン点検
 - ・訪問等によるケアプランチェック・自立支援型地域ケア会議での自立支援に向けたケアマネジメントの推進
- ③ 住宅改修等の点検
 - ・住宅改修の事前書面点検・住宅改修の訪問調査
- ④ 縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤ 地域密着型サービス事業所に対する指導
 - ・実地指導と監査

目標（事業内容、指標等）

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
認定調査の事後点検	全件	全件	全件
訪問等によるケアプランチェック	3 事業所	3 事業所	3 事業所
自立支援型地域ケア会議検討事例数	60 件	60 件	60 件
住宅改修の訪問調査	年 10 件	年 10 件	年 10 件
地域密着型サービス事業所に対する指導	6 事業所	9 事業所	7 事業所

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・認定調査の事後点検・訪問等によるケアプランチェック・自立支援型地域ケア会議等でのケアプランチェック・住宅改修の訪問調査 各実施件数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

年度	令和元年度
----	-------

前期（中間見直し）

実施内容	
① 要介護認定の適正化	・ 認定調査の事後点検の継続実施
② ケアプラン点検	・ 居宅介護支援事業所での実地点検・自立支援型地域ケア会議での自立支援に向けたケアマネジメンツの推進
③ 住宅改修等の点検	・ 住宅改修の事前書面点検の継続実施・住宅改修の訪問調査実施
④ 縦覧点検・医療情報との突合	・ 国保連へ業務委託継続
⑤ 地域密着型サービス事業所に対する指導	・ 地域密着型、居宅介護支援事業所に対する実地指導と監査実施
自己評価結果【○】	
・ 各事業において順調に実施することが出来た。	
課題と対応策	
・ 各事業とも、保険給付費を増加させない取り組みとしては効果が期待出来るものの、保険給付費の削減までには至っていないことから、実施方法について検討していく必要がある。	

後期（実績評価）

実施内容			
		R元年度目標	R元年度実績
	認定調査の事後点検	全件	全件
	訪問等によるケアプランチェック	3事業所	3事業所
	自立支援型地域ケア会議検討事例数	60件	36件
	住宅改修の訪問調査	年10件	年10件
	地域密着型サービス事業所に対する指導	9事業所	9事業所
自己評価結果【◎】			
<p>・ 各事業とも目標とする件数・事業所数分の点検を実施することが出来た（自立支援型地域ケア会議検討事例数については、1件当たりの点検内容をより精査するために実施方法を見直した結果、目標件数を下回ったもの。）。</p> <p>・ 点検を通して、不適切な保険給付の事例が見当たらなかったことや、ケアプラン点検においては、ケアマネジャーに対して適切な助言が出来たことでは成果があったものの、保険給付の削減につながる取り組みには至らなかった。</p>			
課題と対応策			
・ 自立支援も見据えた保険給付削減の取り組み方法についても検討していく。			

※シートを作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

〈高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の位置付け及び策定の体制について〉

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付けについて

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画とは・・・

高齢者に対する施策の総合的な展開を図る計画です。

高齢者保健福祉計画	地域における高齢者福祉全般の施策を対象とした計画	老人福祉法
介護保険事業計画	介護保険サービスや地域支援事業等、介護保険特別会計の施策を対象とした計画	介護保険法

※介護保険法（抜粋）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

※老人福祉法（抜粋）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

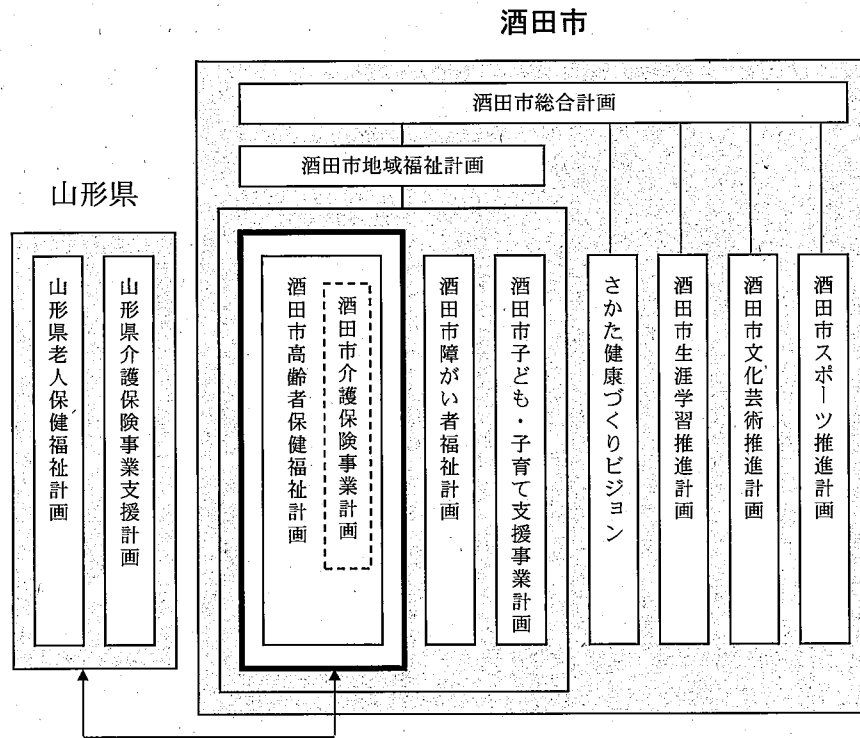
8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

◆第8期介護保険事業計画の位置付け

介護保険計画の期間は、介護保険法で「3年を1期」として定められており、第8期計画は令和3年度から令和5年度までが期間となります。

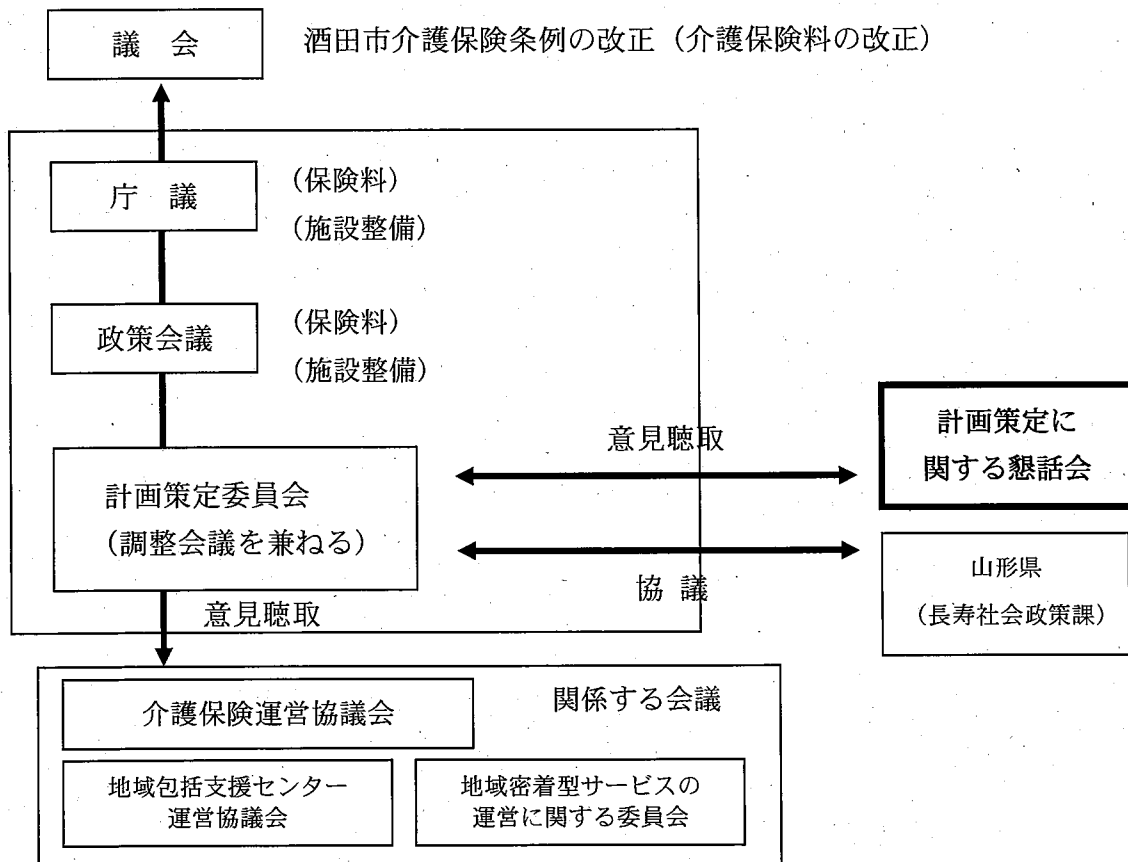
「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年に向け、第8期計画においても、引き続き、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の自律支援・重度化防止に向けた取組や、在宅医療・介護連携の推進を重視した計画となります。

◆計画の位置付けイメージ



介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画に含まれるような関係であり、総合計画、地域福祉計画等における高齢者施策の考え方との整合性を図りながら策定します。

2. 計画の策定体制と策定委員会の役割について



◆ 懇話会の役割

※介護保険法（抜粋）

第一百七十七条

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



懇話会の設置やパブリックコメントの実施を義務付け。

酒田市では、広く住民の意見を伺うため、懇話会を設置している。

○酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会要綱

(平成 23 年 3 月 25 日告示第 122 号)

(目的)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条及び老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、広く住民の意見を聴取するため、酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 懇話会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療及び保健団体関係者
- (2) 介護及び福祉団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、一の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 懇話会の事務局は、健康福祉部に置く。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

■ 参考／第7期計画における計画の体系

高齢者保健福祉計画部分

◆基本目標1 健康で生きがいのある生活

(1) さかた健康づくりビジョンの普及推進

- ①がん予防の推進
- ②生活習慣改善対策の推進（循環器疾患・糖尿病予防、食生活改善）
- ③こころの健康づくりの充実
- ④歯と口腔の健康づくりの充実
- ⑤子どもの頃からの健康教育の充実
- ⑥生涯を通じた健康づくりの充実

(2) 生きがいづくり・社会参加の推進

- ①生涯スポーツ施策
- ②生涯学習施策
- ③老人クラブ事業
- ④シルバー人材センター

◆基本目標2 地域包括ケアシステムの推進

(1) 高齢者に対する支援

- ①社会福祉協議会事業
- ②緊急通報システム運営事業
- ③災害時要援護者避難支援事業
- ④高齢者疑似体験事業
- ⑤老人施設入所援助事業
- ⑥やさしい生活支援事業
- ⑦軽度生活援助事業
- ⑧やさしいまちづくり除雪援助事業
- ⑨ほっとふくし券事業

(2) 飛島の高齢者への支援

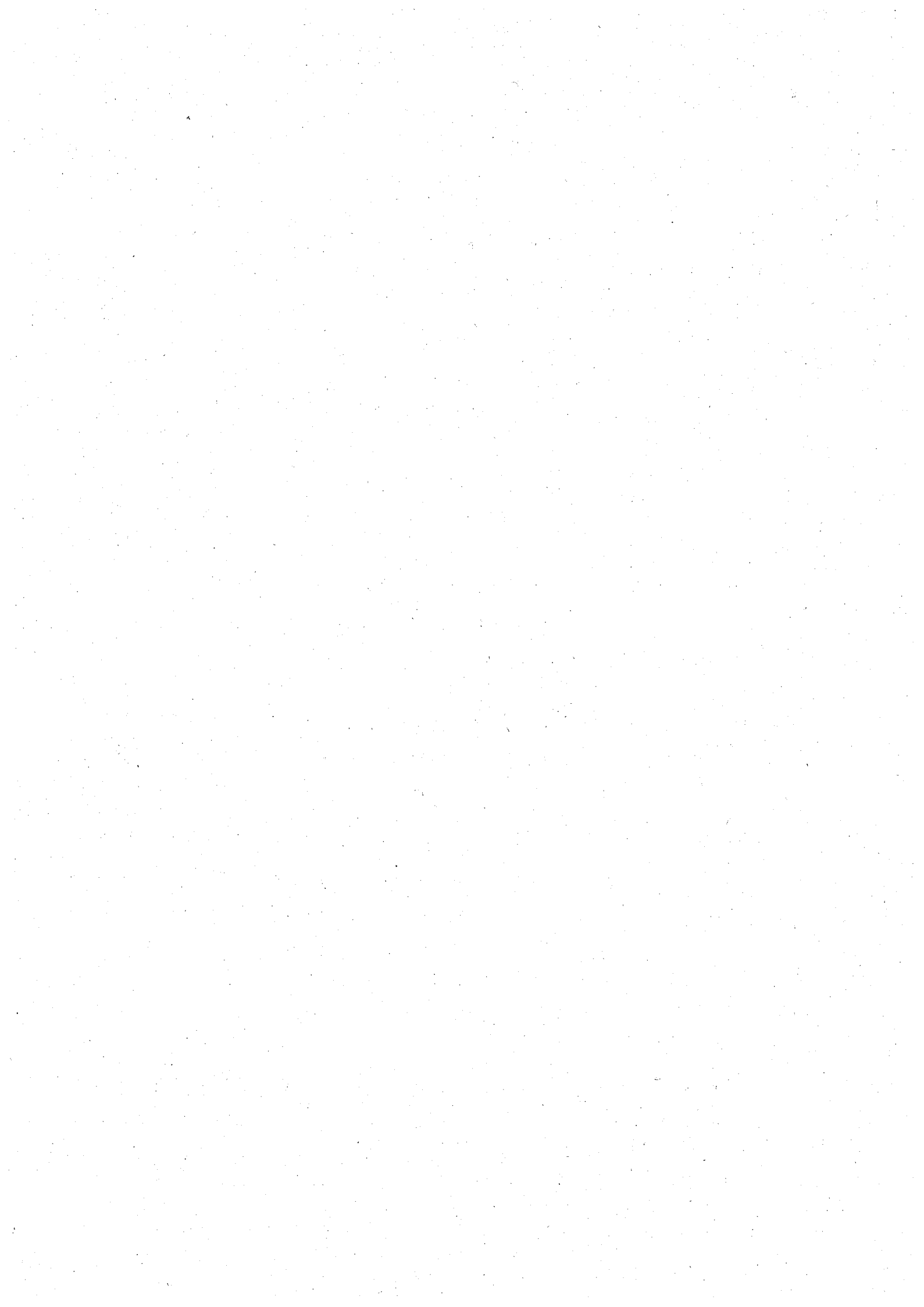
介護保険事業計画部分

(3) 地域包括ケアシステムの推進

- ①日常生活圏域の設定
- ②介護基盤の整備
- ③地域支援事業の推進
- ④市町村特別給付
- ⑤第7期計画期間以降の各サービス量及び費用見込
- ⑥第1号被保険者の保険料
- ⑦介護サービス情報の公表
- ⑧介護保険事業の適正な運営

〈計画策定のスケジュール（予定）について〉

令和2年 5月	策定委員の依頼、懇話会委員の委嘱
6月	第1回策定委員会（概要説明、スケジュール等）
7月	全国課長会議伝達会議 第1回懇話会開催予定（概要説明、スケジュール等）
8月	第1回市町村ヒアリング（下旬～） 第2回策定委員会（実績・課題分析、施設整備原案など） 第2回懇話会開催予定（実績・課題分析、施設整備原案など）
9月	議会民生常任委員協議会（7期計画の現状と課題、施設整備原案など）
10月	第2回市町村ヒアリング（月上旬～）
11月	第3回策定委員会（保険料の考え方、骨子・計画案など） 第3回懇話会開催予定（保険料の考え方、骨子・計画案など）
12月	国が報酬改定・基準等に関する基本的な考え方を示す 第4回策定委員会（計画案、保険料の最終決定） 介護保険料・施設整備の最終決定（政策会議、庁議） 民生常任委員協議会（介護保険料の考え方・計画案）
令和3年 1月	第4回懇話会開催予定（計画案、保険料の最終報告） パブリックコメントの実施（～2月）
2月	各地区で8期計画の説明会を開催（1月下旬～3月上旬）
3月	介護保険条例の改正（介護保険料等）を議会に上程 県へ第8期計画の提出



新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

【これまでの経過】

令和 2 年 1 月末

- ・厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に関する社会福祉施設等での対応に関する情報が発出される。
- ・介護保険課より市指定の介護サービス事業者へ、新型コロナウイルス感染症関連の情報発信を開始。

令和 2 年 2 月末

- ・3月末までに不足するマスクの配布準備を行うため、市内の介護サービス事業者に対し在庫状況の報告を依頼。

令和 2 年 3 月以降

- ・国内、県内での発生状況等を受け、市内介護サービス事業所及び地域包括支援センターに対し「新型コロナウイルスに関連したサービス提供の取扱い」について市独自の通知を複数回発出。
※主な内容：会議等の開催方法の変更、面会に関する注意事項 等
- ・2月末に調査を行った衛生用品の在庫状況報告を基に、市の備蓄マスクを希望事業者へ配布。
- ・市の備蓄マスク配布以降は、厚生労働省または山形県よりマスク・消毒用エタノール等衛生用品の不足調査が複数回行われ、事業者へ供給されている。

【厚生労働省、山形県、酒田市における主な支援等（予定されているものを含む）】

- ・マスク、消毒用エタノール等衛生用品の供給（厚生労働省、山形県）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（施設等に勤務する、利用者と接する職員に対し慰労金が支給される予定）（厚生労働省）
- ・地域の医師会等と保健所が主導する感染対策チームによる助言指導（山形県）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した者または感染が疑われる者が発生した市内に所在する施設等の従事者のうち、濃厚接触者及び自宅待機の指示が保健所より出ていない者への宿泊施設の提供及び費用の補助（酒田市）

新型コロナウイルス対策シェルター事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国では高齢者入所施設でも集団感染が確認されました。そうした状況でのサービス提供は施設従事者の心身への負担が大きく、厳しい労働環境に置かれたことから、入所施設で感染が発生した場合に施設従事者が安定してサービスを提供できる環境整備が喫緊の課題となっています。

そのため、第2波の感染拡大時に備え、本市における高齢者、障がい者等の入所等サービスを安定して提供できる環境整備を図るため、入所等施設従事者への宿泊施設の斡旋により労働環境を確保し、合わせて居室を提供する宿泊施設を支援します。

2 事業内容

(1) 宿泊対象者

新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者が発生した、市内に所在する高齢者、障がい者等の入所等施設で従事し、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当しない者及び感染が疑われ保健所より自宅待機を指示されていない者

(2) 宿泊施設

本市に所在し、酒田ホテル振興協議会又は酒田旅館組合に加盟するホテル又は旅館

(3) 補助金交付

宿泊を受け入れた宿泊施設に対し、1人1泊2,000円を限度とし、補助金を交付（宿泊者は3,500円を負担）

(4) 斡旋方法

- ①入所等施設は宿泊を希望する場合、福祉課及び介護保険課へ申請します。
- ②市において、宿泊可能な対象者であるかどうか判断します。
- ③宿泊施設に宿泊者の受入を要請し、その後、入所等施設へ宿泊先や利用日程を連絡します。

3 予算措置

既決予算対応

令和2年5月7日専決 令和2年度酒田市一般会計補正予算（第3号）

9款1項4目 危機管理対策事業

新型コロナウイルス対策シェルター事業費補助金 3,660千円

4 事業開始日

令和2年6月19日

酒田市介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

国より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免方法等の詳細が示されたことから、減免に係る申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

なお、減免を行った場合は、その全額について国から財政支援が行われます。

2 改正内容

・附則の改正

現行の規定では、減免を申請する際は、普通徴収の方法により納付している方は納期限前7日、特別徴収の方法により納付している方は特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月の15日までに申請書を提出することになっており、納期限が過ぎた保険料の減免を申請することができません。今回の改正により、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料の減免に係る申請書を現規定にかかわらず提出することができるようにするものです。

なお、対象者や減免割合などの規定については別途規則等で定めます。

※規則等で定める主な内容

1 減免の対象となる被保険者

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)の減少が見込まれ、次の

①及び②に該当する第1号被保険者

①事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得

の合計額が 400 万円以下であること。

2 減免割合及び減免額

(1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

→ 対象となる期間の保険料全額

(2) 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合

→ 保険料減免額 = 対象保険料額 (A) × 減免割合 (B)

対象保険料額 (A)	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (B)
保険料額×減少が見込まれる事業収入等の前年所得金額／前年の合計所得金額	前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業	全部
	200 万円以下であるとき	全部
	200 万円を超えるとき	10 分の 8

3 施行年月日

公布の日